



陸災防 東京都支部会 からのお知らせ

1. 道路貨物運送業における労働災害発生状況(東京・平成29年1月～11月速報値)

平成29年の道路貨物運送業における東京での労働災害は、11月現在の速報値では前年に比較して0.3%増加しており、死亡災害は2件増加して4件となっています。

死亡災害は、2件増加して4件
死傷災害は、2件増加して732件

- ★死亡災害4件の内、交通事故は3件となっており、交通労働災害の防止のために交通法規の遵守とともに、適正な労働時間等の管理と走行管理を行って下さい。
- ★死傷災害は、事故の型をみると、墜落・転落が最も多く、次に動作の反動・無理な動作、転倒、はさまれ・巻き込まれの順となっています。死傷災害は荷役災害が約7割を占めていることから、荷役作業安全ガイドラインに基づき、墜落・転落、荷役運搬機械等による災害防止に取り組んで下さい。

平成29年死傷災害の事故の型

死傷災害の事故の型	墜落・転落	動作の反動・無理な動作	転倒	はさまれ・巻き込まれ	交通事故	その他	合計
発生件数(対前年比)	229(+42)	128(-9)	92(-15)	67(-20)	43(-5)	173(+9)	732(+2)
構成比	31.3	17.5	12.6	9.2	5.9	23.5	100

平成29年の死亡災害事例

	発生月	職種	年齢	事故の型	発生状況の概要
			経験年数	起因物	
1	2月	貨物自動車運転者	60歳代	交通事故(道路)	被災者は食品の配送のため4トントラックで、高速道路の走行車線を走行中、追越車線を走る別のトラックが中央分離帯に激突し、その弾みで被災者のトラックの前に進入してきたため衝突した。
			10年以上20年未満	トラック	
2	5月	移動式クレーン運転者	70歳代	墜落・転落	足場仮設材を引き取るため、トラッククレーンで建設現場に入場した被災者が、トラッククレーンへ荷の積み込みを終えた後、荷の上で作業を行っていたところ、地上から高さ約2.5mの地上面へ墜落した。
			10年以上20年未満	移動式クレーン	
3	6月	運転者	40歳代	交通事故(道路)	被災者の運転していた軽トラックが横転し、後続の軽トラックが横転した軽トラックに追突した。
			1年以上5年未満	トラック	
4	8月	車両等検査、整備作業員	40歳代	交通事故(道路)	被災者はトラックで高速道路を走行していたところ、渋滞中の車列に追突した。
			1年以上5年未満	トラック	

2. 陸上貨物運送事業労働災害防止計画の概要(平成 25 年度～29 年度)

3つの 目標

- 1 死亡者数を5年間で20%以上半減させる。(平成24年134人→平成29年105人以下に)
- 2 死傷者数を5年間で10%以上減少させる。
(平成24年13,834人→平成29年12,400人以下に)
- 3 過重労働による健康障害を防止する。腰痛症を減少させる。

3つの 視点

- 1 死傷災害の約7割を荷役関係災害が占める。
⇒厚生労働省「荷役作業安全ガイドライン」に基づく、荷主等と連携した取組の推進。
- 2 死亡災害の半数以上を交通労働災害が占める。
⇒「交通労働災害防止のためのガイドライン」を中心とした安全の取組を強化する。
- 3 高齢化で健康問題が課題に
⇒過労死の予防、腰痛対策を推進する。

労働災害防止の重点対策

1 荷役関係災害の防止

- ① 厚生労働省「荷役作業安全ガイドライン」に基づく取組を行いましょ。
- ② 荷役作業の墜落・転落災害防止や荷の運搬中の災害防止を含む安全衛生教育を、トラック運転者に対して実施しましょ。
- ③ 荷主等が管理する施設での陸運事業者の作業者の災害防止対策について、ガイドラインに基づく荷主等の対策についての理解が進むよう、荷主等と連携を図りましょ。
- ④ 荷主等との役割分担が明確化されるよう、「モデル運送契約書」の普及を図る。

2 交通労働災害の防止

- ① 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組を徹底しましょ。
- ② 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守に努めましょ。
- ③ 高齢運転者の交通労働災害、荷役災害の防止に努めましょ。

3 健康確保対策の推進

- ① 健康診断事後措置等の健康管理と恒常的時間外労働を発生させない労働時間管理を徹底しましょ。
- ② メンタルヘルス不調予防のため、管理監督者の適切な対応と従業者自身によるストレスチェック等が行えるよう教育研修や情報提供を行いましょ。
- ③ 新「腰痛予防対策指針」に基づく取組を行いましょ。雇入時教育等に同対策を盛り込みましょ。
- ④ 夏季の屋外作業について熱中症の適切な対策を行いましょ。

4 リスクアセスメント等の普及促進

- ① 陸災防等が実施する「リスクアセスメント研修」に参加し、理解を深めましょ。
- ② 陸災防等が示す「リスクアセスメント導入の具体的な方法」等を参考に、その導入を図りましょ。
- ③ 陸災防等が示す「簡易な取組方法」等を参考に、労働安全衛生マネジメントシステムを導入しましょ。

5 高齢労働者対策

- ① 陸災防等が示す「高齢運転者の労働災害防止対策」等を参考に、年齢による心身機能の変化を踏まえた荷役関係災害防止、交通労働災害防止に取り組みましょ。
- ② 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者について、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう注意喚起しましょ。

6 陸災防の実施事項(労働災害防止団体としての機能の充実)

- ① 陸災防は陸運業の労働災害防止の最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、労働災害防止の推進役として十分な役割を果たすよう努めましょ。
- ② 関係行政機関との密接な連携のもと、労働災害防止の情報収集、教育指導機関としての役割強化を図りましょ。
- ③ 労働災害防止に積極的に取り組もうとする「特定事業場」の安全衛生水準向上を指導・支援しましょ。
- ④ 危険予知活動の推進などにより、作業者の安全衛生意識、危険感受性の高揚を図りましょ。
- ⑤ 安全衛生水準の向上に積極的に取り組む事業場や作業者を評価し公表する制度を検討しましょ。